資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し、この減少額のすべてを資本準備金とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月五日

掲載頁　八十六頁（号外第一一八号）

平成二十二年一月十八日

長野県松本市平田東二丁目一番一号

ハシバテクノス株式会社

代表取締役　下里　明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年五月二十八日

掲載頁　一二三頁（号外第一一〇号）

平成二十二年一月十八日

大阪市平野区西脇二丁目三番一五号

ＪＣＭシステムズ株式会社

代表取締役　北森　壽住

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年二月十九日であり、株主総会の決議は平成二十二年一月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年一月十八日

沖縄県那覇市字古島四七〇番地一一

有限会社松廣建設

代表取締役　松川　廣明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月二日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年二月十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めると同時に、平成二十二年二月二十二日を引受けの申込期日とする募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月十八日

京都市西京区御陵大原一番地三六

京大桂ベンチャープラザ三Ｆ

アーベル・システムズ株式会社

代表取締役　鈴木　文雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年二月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年一月十八日

青森県むつ市小川町二丁目四番八号

前田商事株式会社

代表取締役　前田　恵三

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年一月十八日

北海道苫小牧市字静川五番地の四

株式会社ホクハイ

代表取締役　下城　正寛

合併につき株券等提出公告

当社は、前田商事株式会社と合併し解散することに致しましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月二十一日までに当社にご提出ください。

平成二十二年一月十八日

青森県むつ市横迎町一丁目一四番二号

株式会社かねまん商店

代表取締役　前田　恵三

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社山櫻と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年一月十八日

東京都中央区新富二丁目四番七号

株式会社山櫻ホールディングス

代表取締役　市瀬　與彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である土岐敏央が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月十八日

札幌市中央区宮の森一条十六丁目二―三二

ハナサンドウコーポレーション

日本における代表者　土岐　敏央

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である水野清重が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

エスビー・リアル・プロパティーズ・エルエルシー

日本における代表者　水野　清重

限定承認公告

本籍東京都渋谷区桜丘町九八番地、最後の住所名古屋市北区城東町七丁目一五七番地の六

被相続人　亡　田中　正信

右被相続人は平成二十一年九月十五日死亡し、その相続人は平成二十二年一月四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十八日

東京都杉並区浜田山三丁目三五番三四―四一〇号

限定承認者　田中佐一郎

限定承認公告

本籍新潟県新潟市東区桃山町一丁目一〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　遠藤　貞

右被相続人は平成二十一年十月三十一日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月二十二日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十八日

新潟県新潟市東区桃山町一丁目一〇五番地一七

相続財産管理人　萩原　貞枝

限定承認公告

本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字馬根三〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　常　正一

右被相続人は平成十七年四月十九日死亡し、その相続人は平成二十二年一月九日鹿児島家庭裁判所徳之島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十八日

大阪府大阪市東淀川区豊里三丁目一五―一九―三〇六　相続財産管理人　中里さゆり

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二〇	上	一二	一第百八十七条	第百八十六条
〃			五**第百九十七号**	**第百九十七条**

平成二十一年十二月二十八日（号外第二百七十六号）公布厚生労働省令第百六十八号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）

（印刷誤り）

一三六ページ様式第十四号第三片中



は



の、



は



の、



の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十六日付特第三号二ページ
調達第一〇号四〇ページ

―ジ●同月十八日付第一〇号六四ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）